

商事法判例研究

破産債権を自働債権とし破産宣告後に  
期限が到来し(または停止条件が成就  
し)た破産者に対する保険解約返戻金  
債務を受働債権とする相殺

最二判平成17・1・17本誌1220号46頁(注1)

早稲田大学准教授  
柴崎 暁

The Financial and Business Law Precedents

I 事実の概要

平成8年3月28日、X(日本火災海上保険株式会社)は、Aが代表をつとめるB株式会社との間で、B所有の建物につき火災保険契約(店舗総合保険契約)を締結した。他方、AはXとの間で、積立マイホーム、積立普通傷害、積立ファミリー、介護費用および年金払積立傷害を含む52件の保険契約①②③を締結していた。

Aは、保険金詐取を企て本件建物に放火、全焼させた。Xは放火の事実を知らず、損害額調査鑑定依頼費用として35万余円を拠出、Bに対し本件火災を理由として火災保険金2514万余円を支払った(平成9年2月18日)。放火の事実が発覚した後、Xは、BのAに対する放火による損害賠償債権(民709)を代位(商662)し(注2)、Aを被告として損害賠償等を求める訴訟(請求額2805万余円)を提起し(甲事件)、訴訟追行を弁護士に委任し、報酬を支払う約束をした(255万円相当)。

平成11年2月19日Aは、破産宣告を受け、Yが破産管財人として就任。Aとの積立保険のうち、①は既に満期が到来、同年3月23日または24日に

は②も満期到来。③は満期未到来であったが、XはYに対し、同年3月29日到達の内容証明郵便により、①②の満期返戻金、③の解約返戻金債務を受働債権とし(条件不成就利益を放棄して?)、甲事件の損害賠償債権を自働債権とし対当額で相殺する旨の意思表示をした(相殺①)。同年4月2日到達の内容証明郵便により、YはXに対し、契約②③を解約する旨意思表示をした(合計2229万余)。同年4月16日、Xは、前記損害賠償債権を破産債権として届出。同年5月15日、Xは、Aに対する保険金詐取の不法行為債権(損害賠償債権、損害調査費、弁護士費用の合計)3086万余円を自働債権とし、AのXに対する①②③の満期・解約返戻金債権計3362万余円を受働債権として対当額で相殺をする旨の意思表示をYに対して行い(相殺②)、相殺後の残高276万余円を支払った。同年5月27日の債権調査期日において、Yは上記届出債権について異議を述べ、Xは、同年12月20日、右債権届出を取下。

Yは、Xに対し、②③の返戻金として1952万余円および遅延損害金の支払を求めて訴えた(①の満期返戻金債権の相殺による消滅については当事者間に争いが無い)。

II 判決要旨

1 第1審(岡山地判平成12・3・6本誌1220号56頁) 甲乙両事件を併合審理、甲事件は請求却下(確定) 乙事件はYの請求認容。甲事件は、Xが破産債権としての届出を取下げたことから、破産債権確定訴訟ではなくなり通常の給付訴訟となり、破産が解止するまで中断されるべきところ債権調査期日でYが異議を述べたことからYが受継し審理が継続されたものであるが、破産債権として配当を受けるために維持しなければならない理由はなく、他方乙事件の主たる争点は、Xの相殺の可否にあるところ、民訴142が重複訴訟を禁止する趣旨は、係属中の別訴の訴訟物となっている債権を他の訴訟において自働債権として相殺の抗弁を提出する場合にも同様に妥当するものと解すべきである(最三判平成3・12・17民集45巻9号1435頁)ことから、甲事件は不適法なものとしてこれを却下すると同時に、Xは、乙事件において相殺の抗弁を主張することができるかと解すべきであると判示した。

乙事件では、XのAに対する損害賠償請求権は、Aの放火という偶然により取得した債権であり、返戻金債権②は破産宣告後に満期が到来、契約③は、破産宣告後にYが解約の意思表示をした

ものであるから、返戻金②③は破産宣告後の債務負担というべきであって、Xには損害賠償請求権と返戻金債務とを相殺する合理的期待が存するとは認められず相殺は禁止される。旧破99後段は、破産債権者の債務が条件付であっても相殺することを認めているが、「Yは、損害保険契約という双務契約上の保険者としての契約上の地位を有するものであり、Xにおいて、期限の利益等を放棄するのみで解決するものではなく、これを認めれば、債権者の保険契約者としての地位、すなわち、保険事故が発生した場合に保険金の支払を受けられる利益を奪うことになってしまうから、破99条後段の適用はない」と判断した。

## 2 控訴審（広島高岡支判平成13・2・8本誌1220号52頁）（注3）

### 原判決取消、一部認容、請求棄却

Xは控訴審において、予備的に仮執行免脱宣言を求めるとともに、破産債権者Xが合理的な期待を有していたか否かは、破産宣告時を基準として判断すべきであること、自動債権は、破産宣告の2年以上前である火災保険金を支払った時点で成立し、Xは平成10年1月8日刑事事件の公判廷その成立を認識するに至ったこと、BはAと経済基盤を一にするAの個人会社で、損害賠償債権は、実質的にはAが得た利益の返還請求権と同視でき相殺勘定により処理することが公平の見地から妥当である、とした。Xは、他方、受働債権については、条件が成就して受働債権が発生する蓋然性の高さ等から、積立保険は、単なる金融財産として取り扱われ、その補償的側面はほとんど無視されているのが現状であるとして相殺への合理的な期待があるものとした。Yは、担保権の行使と同様他の破産債権者からみて合理性を有するのでない場合には相殺を禁止すべきであるとし、破産宣告までの2年以上の間解約をせず放置していたXにおいては、相殺を主張し得ないと主張。

判旨は、旧破99後段の趣旨は破産債権者の相殺に対する合理的期待を尊重しようとするところにあるので、「条件付債務を受働債権とする相殺についての合理的期待を有する場合には」、破産宣告後に停止条件が成就した場合であっても相殺が許されるとした上で、Xが本件相殺についての合理的期待を有していたかについて、積立保険の貯蓄機能、解約返戻金・満期返戻金の特質や活用状況に照らし返戻金債務は預金返還債務と類似した機能を有し、Xは、保険料支払時点以降、返戻金債務を受働債権として、将来Aに対して取得する債権との相殺を合理的に期待し得ると判示。旧破99後段の問題は受働債権の適否であって、自動債権が偶発債権であっても無関係であるとする。また、

「保険契約者の解約権は一身専属的なものではなく、解約前の段階でも差押えの対象となり、差押債権者は保険契約者の解約権を行使することができるのであるから、このような解約権の性質を考慮すると、破産手続において、Yの保険金の支払を受けられるという利益を重視することはできず」旧破99後段による「相殺が許されないと解するのは相当でない」等として、Yによる請求を棄却した。

## 3 上告審

最高裁は、乙事件部分について、控訴審の理論を支持し、返戻金の損害賠償債権による相殺を認めた（注4）。

判旨は、旧破99の趣旨を、「破産債権者が上記債務に対応する債権を受働債権とし、破産債権を自動債権とする相殺の担保的機能に対して有する期待を保護しようとする点にある」とし、破産債権者による相殺権の行使時期について制限が設けられていない以上、①「破産債権者は、その債務が破産宣告の時に期限付である場合には、特段の事情のない限り、期限の利益を放棄したときだけでなく、破産宣告後にその期限が到来したときにも、法99条後段の規定により、その債務に対応する債権を受働債権とし、破産債権を自動債権として相殺をすることができる」。②「また、その債務が破産宣告の時に停止条件付である場合には、停止条件不成就の利益を放棄したときだけでなく、破産宣告後に停止条件が成就したときにも、同様に相殺をすることができる」、と判示した。

## III 研究

1 この判決は、積立傷害保険に関して、破産債権者が破産宣告に後れる解約によって確定した解約返戻金を受働債権として相殺権を行使し得る旨を判示した初めての最高裁判決である。本件の保険満期返戻金・解約返戻金は積立傷害保険のそれであって、単なる預貯金とは異なる。保険者の側で一方的に期限の利益を放棄して相殺することに適さないものであるから、破産後に管財人が解約したという事実があったからといって、破産時に相殺への合理的な期待があったとはいえないのではないかと。判旨には疑問が残る。

2 説示は、解除権付権利と解除条件付権利との区別について不明瞭でありこの点でも批判を免れない。解除権付債権はこれを譲渡した場合には解除権が譲受人に承継されるが、契約者の意思表示を以て解除条件とするときには当該権利を譲

渡しても、かかる意思表示をすべき地位は譲受人に移転しない(注5)。破産宣告(破産手続開始決定)によって管財人は財産管理権を行使しうるが、判旨のように解約(注6)の意思表示を以って「解除条件」とするのならば、それは権利の行使ではなく事実であるにとどまり、なお解約の意思表示は契約者が行なう限り条件の成就となり、管財人がなした解約の意思表示などは条件成就とならないはずであろう。よって、この事案は、解約により期限到来した場合の相殺の問題として説くべきであったろう。

3 破産法は、自働債権・受働債権を問わず破産宣告時に未到来期限付・未成就解除条件付・将来債権であっても相殺できるものとする民法の定める相殺適状を緩和する特別規定(旧破99)を設ける。破産債権者は破産手続が開始されなければ期限到来・条件成就によって履行期が到来することで相殺をなし得たのに、偶々一方が破産したために一方は弁済を強いられ、他方は弁済を事実上受け得ないことになり、これを公平の観点から修正するものである(注7)。他方、民法の定める相殺適状を自働債権取得の時期に関して厳格化する特別規定(旧破104)を設ける。受働債権について期限未到来・条件未成就のまま手続が開始されたときは、破産法起草関係者の理解によると、「若シ主働債権カ單純債権ニシテ破産者ノ債権即チ受働債権カ停止條件付ナルトキハ債権者ハ條件成就マテ相殺ヲ延期シテ自己ノ債権ハ單ニ破産債権トシテ其權利ヲ行フコトヲ得或ハ條件ノ成就カ非常ニ實際シクアルナラハ條件ノ不成就ノ機會ヲ拋棄シテ直ニ相殺ヲ爲スコトヲ妨ケス」(注8)とされている(注9)。しかし、手続遷延回避の観点からいえば、この相殺の機を逸し手続開始後に期限到来・条件成就をみたときは、もはや相殺は不可能になると考えることもできる(注10)。本件判決はこれについて判断したものである。

4 従来判例では、倒産手続開始後の解除条件成就受働債権の事例として、相殺拡張規定を欠く会社整理について、譲渡担保処分剰余金返還請求権について判断がなされている(注11)。破産に関しては、本件同様に積立保険返戻金を受働債権とする相殺に関し(注12)、あるいは、建設協力金返還請求権を受働債権とする相殺について(注13)、和議については銀行取引約定書取引に関して(注14)それぞれ下級審で判断がなされている。本件同様破産手続との関係が問題となった裁判例のうち、建設協力金返還請求事件は恣意的な利用が危惧される違約金債権を自働債権とするところから相殺価額が減額されている点で特殊な事例で、本件に及ぼしうる判断ではなからう。他方、積立保

険返戻金に関する事件では、本件最判と同じく、①返戻金発生蓋然性の高さ、②解約返戻金発生金融商品としての実態、③破産相殺権に行使時期の制限がないこと、を指摘して、相殺禁止が適用されないものとしている。

5 ところで、傷害積立保険は保険と寄託という別々の契約がパッケージ化された商品である(注15)。養老保険等の場合と異なり、傷害保険料名目で徴収された金員は、保険料部分と消費寄託金ないし金銭信託財産の部分からなり、一体的に保険数理に基く保険料積立金を形成するのではない(注16)。この寄託部分については、本来は定期預金の期限前払戻と同様に扱ってよい。ところが、契約として一体であるため寄託部分と保険部分とを別々に解約することができず様々な問題が生じるのである(注17)。

6 純然たる生命保険の解約返戻金請求権は、保険契約の解除・失効・戦争危険による被保険者の死亡・保険金支払免責または告知義務違反解除において払戻される実質的な固有財産たる積立金の払戻請求権である(注18)。個別的責任準備金は、純保険料のうち年々の保険金支払に充当される危険保険料部分を除いた残余である貯蓄保険料の積立に予定利率による利息を付したもの(注19)で、商法上、「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」(注20)と呼ばれる。死亡保険の場合、一般には保険事業政策上、平準保険料が定められるが、契約者の死亡危険はその年齢に従って高く、若年契約者は危険に比して過大な保険料を払込んでいるため、中途解約する場合にはこの過大払込部分を解約返戻金として返還するのである(注21)。過大払込の返還請求権を不当利得債権と解する(注22)ことはできない。個別的責任準備金は総責任準備金中の当該保険契約の持分であり、保険契約者の固有財産の取り戻しであると説明されてきた(注23)が、それはあくまでも経済的な実質を意味するにとどまり、法的には法定または約定の保険金請求権に不可分の付随する権利である(注24)。それゆえ解約返戻金請求権は、死亡保険金請求権と一体のものとしてのみ処分や差押(注25)が認められるにとどまる。

7 旧破99を根拠に、保険者側から一方的に、期限未到来の権利につき期限到来したものと看做す道を通して(注26)、解約返戻金債務の相殺を認めるとすれば、同時に死亡保険金部分については不成就に確定したものと看做さなければならぬはずである。しかしこのような相殺は認めるべきでない。解約返戻金債務について期限の利益を放棄できたとしても、保険金債権についての契約者側の保険事故発生による停止条件成就の利益(死亡

保険金の支払を受け得る利益)を、保険者側の一方的な意思で剥奪する法的な根拠はない(注27)。もともとそういう構造を持つ取引である保険契約に、異質な貯蓄契約を合体させて商品を作った時点で、純然たる消費寄託である預貯金とは違った扱いを受けるべき属性が内蔵されていたのである(注28)。一般に破産債権者が破産宣告の時点でただちに期限の利益を放棄せず、期限が到来した時点で相殺することもできるとの解釈が認められるのは、破産手続において相殺権の行使時期に制限がないからであるに過ぎないとすれば、それは破産宣告の時点で既に期限の利益放棄が可能であった権利についてだけ言い得ることではあるまいか(注29)。本件でこれを認めるといふなら、では破産宣告の時点で期限の利益放棄が可能でないのに、一体保険者は契約者による解約がなされ解約返戻金の期限が到来するのを合理的に期待し得るものといえるであろうか。

8 さらに、保険契約者貸付を伴う場合には、約款で、貸付額が解約返戻金の額を超過した場合や、契約者の倒産手続の開始決定がなされることを以って保険契約の失効および解約返戻金との相殺予約が定められていることが多い(注30)。本件では自動債権が不法行為債権であったのだから、相殺の合理的期待は一層低いものといわねばならない。ただ、他方において、昨今の約款においては、「保険契約に関して被保険者に詐欺があった場合」の保険者側からの解約権が定められており、その「契約に関」することの意味が、同じ当事者間に存する他の契約を含め、という意味であれば、本件でも保険者側からの解約ができることになって、相殺への合理的期待があると言ってもよいかもしれない。他方、解約返戻金が破産者の生活保障としての意味あいの濃厚なものであるときは、自由財産となり(旧破6Ⅲ・新破34ⅢⅣ)、これは相殺も許されない(注31)ことも、積立保険との関係では論じうる。

(注1) 本件判批として、河野正憲・判評568号192頁、三木素子・ジュリ1298号162頁、杉山悦子・法協123巻7号1393頁、谷本誠司・銀法21・648号56頁、中西正・NBL804号8頁、渡邊敦子・ほうむ〔損害保険ジャパン〕52号59頁、野村秀敏・本誌1225号7頁。なお、文中に登場する「旧破」の略符は、事件当時に適用されていた大正11年破産法をさす。

(注2) 本件が代表者責任論(大森忠夫「被保険者の保険事故招致」『保険契約の法的構造』(有斐閣・1952年)所収、特に232頁以下)により法律上または約款上悪意免責事由の適用事例となるとすれば、かかる保険金の支払は無効で保険代位の効果も認められず、Bへの留保付非償弁済として返還を求め得るとどまり、Aは関係がないはずである。ただ、BがAに支配され利益主体として独立性がなく財産関係においてAの一部と看做さ

れるに到れば、Aに対するこの請求の本質を悪意免責保険金の不当利得訴訟と見ることもできよう。いずれにせよ、返戻金債務との相殺が争点になる。

(注3) 判批として谷本誠司・銀法21・625号58頁、銀法21・630号71頁、中西正・リマークス24号142頁、土肥将人・ほうむ〔損害保険ジャパン〕49号106頁。

(注4) 判旨は弁護士費用を相殺の対象となる損害額から控除する。不法行為の被害者が弁護士に訴訟追行を委任し勝訴した場合に、その負担した弁護士費用は、事案の難易・請求額・認容額その他諸般の事情を考慮して相当と認められる額の範囲に限り、当該不法行為と相当因果関係のある損害として賠償を請求することができる(最一判昭和44・2・27民集23巻2号441頁、本誌152号2頁、最三判昭和58・9・6民集37巻7号901頁、本誌682号3頁)ところ、本件では甲事件部分の却下が確定しているからである。

(注5) 中島玉吉=川名兼四郎『民法釋義卷之一總則篇』712頁(金刺芳流堂・1911年)。

(注6) 傷害保険普通保険約款では解約権として規定されている。

(注7) 齋藤秀夫=麻上正信=林屋礼二『注解破産法〔第3版〕』687頁(齋藤秀夫)(青林書院・1998年)。旧破98のため、相殺との関係で受働債権の処分権が相殺権者に属する結果となる(旧破7の特別規定。1877年独破産条例53条、明治35年草案78条)。この別除権の効果を超えて解除条件不成就利益放棄を認めるにはさらに別の規定が必要であるため旧破99がおかれている。条件不成就の利益の放棄は、条件付債権を無条件の債権に変ずる効果が伴う「看做し更改」(民513Ⅱ)であり、本来は相手方の同意を要するからである。

(注8) 加藤正治述『破産法』145頁(中央大学・1908(明治41)年)。

(注9) 引用は、1893(明治26)年施行商法(旧商法)破産編995Ⅰの解釈である。旧破99後段の前身規定ではあるが、明治23年民財524Ⅱ(解除条件附債権の相殺)が存したためか、法文自体は期限未到来・金額未確定債権のみを定めるにとどまる。しかし、加藤正治『破産法講義』231頁(有斐閣・1923年)は、破産編995Ⅰにつき、明治35年草案79を掲げつつ、「相殺権ハ…公平ナル債務消滅方法ナルカ故ニ當事者破産ノ場合ニハ成ル可ク廣ク之ヲ利用セシメントシ一方ニ於テハ民法ノ相殺ニ對シテ擴張ヲ爲シ期限附債権、条件付債権、將來ノ請求權、異種ノ債権、額ノ不確定ナル債権ノ如キ普通ノ場合ニハ相殺ヲ爲シ得サルモノニテモ相殺ノ用ニ供シ得ルモノト」解した。近時「条件付債務を無条件なものとして認めて」相殺できるといふ(齋藤=麻上=林屋・前掲(注7)704頁〔高橋慶介〕)。この場合、期限・不成就の利益の放棄で相手方の利益を害することができないので、中間利息の控除は認めず、名目額で相殺される(宗田親彦『破産法概説〔新訂第2版〕』417頁(慶應義塾大学出版会・2005年))。その場合、不成就利益が放棄される条件は成就の蓋然性が高い場合を想定しているという(河野・前掲(注1)197頁)。

(注10) 谷口安平『倒産処理法』242頁(筑摩書房・1976年)、中野貞一郎=道下徹編『基本法コンメンタル破産法〔第2版〕』158頁〔山本克己〕(日本評論社・1997年)。解除条件成就に確定すれば、破産債権者は何も負担しなくてよくなるから、その期待を見込んで敢えて相殺しない選択は解除条件不成就確定時には支払義務が確定し一方的に給付を義務付けられるリスクの引受と交換になっている。それなのに手続開始後の解除条件不成就確定時にも相殺を認めるならば当該破産債権者だけに一方的に無リスクの優越的地位を与えることになる。これに対し、敢えて明文の規定を置

かなかったという消極的な理由から、この立場を否定するのが判旨であるといえようか。

- (注11) 上告理由でも言及されている最一判昭和47・7・13民集26巻6号1151頁、本誌330号2頁では、譲渡担保物件処分剰余金が生じるかどうかは偶発債務に近く、相殺への合理的な期待は希薄である以上に、会社整理に関する商法規定が旧破104を準用する一方で旧破99を準用せず、相殺権の拡張をしていないことを理由に相殺の効力を否定したとみられる事案であった。相殺権拡張規定の準用がなければ、手続開始決定以降は受働債権の処分は凍結されるのである。剰余金の根担保化抑止の趣旨と判決を捉える向きもあるが、判旨はそう言っていない。このほか東京高判昭和61・2・27本誌743号32頁(商品取引員の預託金返還請求権が受働債権である事例)も会社整理に関する事件であるが、判旨において準備預託制度の趣旨(商品取引所法施行規則4の8、53条の3Ⅱ参照)を論じ、委託者の迅速救済および多額賠償処理のための資金であって、被害処理の手続を経てみなければ全額が預託者に返還されるとは限らず、むしろ整理開始後に債務を負担した場合として扱われるべきで、この趣旨に抵触する「相殺予約」さえ禁止されるというものであった。よって、問題が破産手続中の事件であったとしても、法令上の要請から相殺できないものと判断されたであろう。
- (注12) 積立普通傷害保険上の解約返戻金債権を受働債権とし納税保証求償金債権による破産における相殺権行使については、既に福岡地判平成8・5・17判タ920号251頁(宮川知法「判批」リマックス15号160頁、三木浩一=工藤敏隆・法研72巻3号109頁、藤野健仁・損害保険研究59巻2号237頁)が、この場合に相殺禁止の規定が適用されない旨を判示している。その理由として、判旨は①積立保険における解約返戻金はその時々において金額が確定するものであり、解約を停止条件としているものの破産宣告前に発生しているといえる、②この種の保険においては解約返戻金発生蓋然性が高い、③破産相殺権はその行使の時期に制限がなく(cf会更162)、破産宣告後に条件が成就するのを待って相殺することも許容される、④破産債権者が破産宣告の事実を知らないうちに条件が成就した場合にまで相殺を禁じるのは不当である、⑤本件受働債権では条件期限の利益は破産者のために存しているといえるが、だからといって旧破99はそのような限定を敢えて設けていない、⑥最判昭和47年は、旧破99のような条文の存しない会社整理に関する事件であって、本件と事案を異にし適切ではない、⑦最後にこの種の保険では、約款上も契約者貸付などの制度を設けて一種の金融的機能を果たし保険契約者側も一種の預金的認識を有しているから、相殺の合理的期待がある、の以上を挙示した。
- (注13) 名古屋高判平成12・4・27判時1748号134頁では、小売業者Aが、建設資金のない土地所有者Yに分割返済を約させた上で建設協力金名目で資金を提供し事業用建物を建築させて賃借した。Aから解約するときは賃料保証として建設協力金相当額を払う違約金が特約されていた。判旨は、この違約金による相殺予約は合理的な期待の範囲を超えるもので、旧破104に具体的に該当しないが権利の濫用であるとし、物件の仕様がそれほど特殊ではなく賃料保証の必要性が希薄であること、建設協力金の返済が進んでいるという事情があるところから、相殺の効力が及ぶ範囲の減額をはかっている。
- (注14) 広島地判平成5・11・19訟月40巻10号2393頁は、和議申立後に振込によって成立した当座預金債権につき相殺の意思表示を行なったもので、振込による預金の成立は偶然的だということで相殺の期待はないとした。当座預金債権は偶発債権で

はなく、約定書取引においては差引計算が規定されており、和議申立時自働債権の期限利益は喪失されているから法定相殺の要件さえ充足しているのに、和議開始決定以降ならともかく、それ以前に発生した預金であれば、相殺を認めることに問題は無いのではないか。

- (注15) 倉澤康一郎「保険契約解約返戻金請求権の法的性質とその差押え」慶応義塾大学法学研究66巻1号(1993年)63~78頁。
- (注16) 倉澤・前掲(注15)77頁。したがって、その差押債権者による解約権行使は、生命保険契約そのものにおける解約返戻金の差押可能性から同様に解される(山下友信『保険法』679頁(有斐閣・2005年))のではなく、別の根拠に基づくものというべきである。
- (注17) 事実、「解約返戻金」の差押が問題となっている事例である大阪地判昭和59・5・18判時1136号146頁、東京地判昭和59・9・17判時1161号142頁は、いずれも積立ファミリー交通傷害保険である。なお、両事件については山下友信「保険契約の解約返戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」金法1157号6頁。
- (注18) 解約返戻金、払戻金、解約価額、買戻価額とも呼ばれる。青山和夫『生命保険契約法』316~317頁(有信堂・1963年)。
- (注19) 志田惣一「解約返戻金」本誌986号136頁。
- (注20) 商680Ⅱ、商683Ⅱ。これを保険団体全体について計算したものが総責任準備金であり、これに未経過保険料および危険準備金を加えたものが保険業法88条にいう責任準備金である。
- (注21) 三浦義道「解約返戻金債権の成立と譲渡」新報48巻9号8~9頁。藤田友敬「保険金受取人の法的地位」法協109巻719頁。
- (注22) 大澤康孝「積立金に対する保険契約者の権利」ジュリ753号105頁。この他、例えば、栗田和彦「解約返戻金と責任準備金の法的関連性について—Castellano教授に沿って—」関法44巻3号42頁以下で紹介されているRAMELLAあるいはVIVANTEの学説はこれに属するものといえようか。不当利得債権は手続開始後取得受働債権となるから(旧破104)、倒産相殺において却ってこの性質決定は不合理であろう。
- (注23) 三浦・前掲(注21)同所。
- (注24) 志田・前掲(注19)137頁。同論説は、同時に、寄託物返還請求権と解することも難しいとする。なお、イタリア法において、責任準備金制度に無尽(capitalizzazione)を見る学説とそのDONATIによる批判については栗田・前掲(注22)62~63頁。
- (注25) 解約権の処分や差押ではなく、解約返戻金請求権本体のほうの処分や差押。志田・前掲(注19)138頁。
- (注26) 期待権を期待権として相殺するのであれば、その評価額(旧破22)で相殺を行なうほかにない。しかし、本文に現われる破産法の解釈では、既に条件成就または期限到来したものとして額面で相殺する。
- (注27) 解約返戻金の差押債権者の解約権行使についても同様に論じることができる。倉澤・前掲68頁。
- (注28) 倉澤・前掲(注15)73頁。
- (注29) 前掲福岡地判平成8・5・17の管財人側の弁論でも説かれている。
- (注30) なお偶発債権にも相殺予約による自衛を推奨する趣旨であろうか、渡邊・前掲(注1)64頁。
- (注31) 伊藤眞「破産法〔第4版補訂版〕」345頁(有斐閣・2006年)。

Satoru SHIBAZAKI